

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条第1項の規定により、令和6年1月1日、檜山海区における定置漁業権の内容たる漁業について、次のとおり免許した。

その免許番号及び漁業権者は、北海道水産林務部水産局漁業管理課及び北海道檜山振興局産業振興部水産課に備え置いて一般の縦覧に供する。

なお、当該漁業権の内容は、令和5年9月29日付け北海道告示第11332号のとおりである。

令和6年1月4日

北海道知事 鈴木 直道